

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発行
	高知県
	高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次

訓 令		ページ
◎高知県職員表彰規程の一部を改正する訓令		1
告 示		
○道路の区域変更	(道 路 課)	1

訓 令

高知県訓令第14号

本 庁
各出先機関

高知県職員表彰規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年10月7日

高知県知事 濱田 省司

高知県職員表彰規程の一部を改正する訓令

高知県職員表彰規程（昭和37年9月高知県訓令第46号）の一部を次のように改正する。

第1条中「足る」を「足りる」に改める。

第3条第2項中「前項第1号の一般表彰」を「一般表彰（前項第1号の一般表彰をいう。以下同じ。）」に、「秀れ」を「優れ」に、「足る」を「足りる」に改め、同条第3項中「第1項第2号の功績表彰は」を「功績表彰（第1項第2号の功績表彰をいう。以下同じ。）は」に改め、同項第7号中「第1項第2号の」を削り、同条第4項中「第1項第3号の勤続表彰」を「勤続表彰（第1項第3号の勤続表彰をいう。第6条第1項において同じ。）」に、「尽した」を「尽くした」に改める。

第6条第1項を次のように改める。

一般表彰及び勤続表彰は、毎年11月に行う。

第6条第2項中「第3条第1項第2号及び第3号の」及び「及び勤続表彰」を削る。

第8条中「高知県表彰審査会に諮って」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、一般表彰又は功績表彰に係る被表彰者を決定するときは、知事は、高知県表彰審査会に諮問するものとする。

附 則

この訓令は、令和7年10月7日から施行する。

告 示

高知県告示第604号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和7年10月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年10月7日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 久保大宮
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美市香北町梅久保字柳ノ本1181番地先から 香美市香北町大井平字赤石549番4まで	前	3.3	184
		8.1	
香美市香北町梅久保字柳ノ本1181番地先から 香美市香北町梅久保字下林田1190番9まで	後	A 3.3	109
		6.8	
香美市香北町梅久保字柳ノ本1181番地先から 香美市香北町大井平字赤石549番4まで	後	B 19.2	151
		43.9	